

市税・国民健康保険税・水道料のスマートフォンアプリによる納付方式の開始について

市税等を納付される皆様の利便性の向上やコロナ禍での感染症リスクの低減を図るため、これまでの市税、国民健康保険税及び水道料のコンビニ窓口等での対面式の納付方法に、ご自宅などで24時間、いつでもどこでも納付することができる、スマートフォンアプリによる納付方法を新たに導入いたしました。

記

1. 開始月日 令和2年10月1日から

2. 利用できる税・料

- 市県民税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税 軽自動車税
国民健康保険税 水道料金・下水道使用料

3. 利用できるスマートフォンアプリ

PayB（ペイビー）



PayPay（ペイペイ）



LINE Pay 請求書払い（ラインペイ請求書払い）



4. 利用方法

- ①利用者はアプリをダウンロードし、利用できる状態にする。
- ②アプリを起動して、各種納付書のコンビニ用バーコードを読み取り、支払金額が表示されたら決済する。
- ③納付完了

5. 手数料 無料

※アプリ利用料、払込手数料はかかりませんが、通信料は利用者負担となります。